

2020年4月28日

著作物の利用についてのガイドライン

大阪工業大学 知的財産研究科・知的財産学部

はじめに

新型コロナウイルス感染症対策により、対面授業は厳に控えられ、オンラインでの授業が推奨されています。具体的には、オンラインでの学生への教材配付や授業の配信などです。

これら教材には他人の撮影した写真や論文その他の著作物が使われることがあります。その場合に、著作権法の問題が生じることがあります。

授業で用いる教材は、そもそも他人の著作物を利用して作成するものではなく、授業を担当する教員自らが作成するものといえるでしょう。そうであれば、著作権法上何の問題も生じないこととなります。しかし、語学教育の教材として利用する場合や、他の研究者の学説、研究成果を紹介する場合など、どうしても他人の著作物を利用しなければならない場合もあります。そこで以下、

- 1 著作物が使用されている教材の紙媒体による配付
- 2 著作物が使用されている教材の教室内での映写
- 3 著作物が使用されている教材のオンラインでの配付
- 4 著作物を利用した授業のリアルタイム配信
- 5 著作物を利用した授業で録画したものをオンデマンドで配信
- 6 著作物を利用した双方向授業

の6つの場合について、著作権法上留意すべき点を**ガイドライン**として示すこととします。

この**ガイドライン**で利用できるとされている場合であっても、例外的に利用できない場合や著作権以外の法的問題が生じる場合がありますので、十分留意してください。

なお、2018年に教育の情報化の推進のため著作権法の改正が行われましたが、改正法は本年4月28日に施行されました。**3**から**6**までの場合に他人の著作物を使うことができるのは、主としてこの改正法施行によるものです。この改正法の内容については、最後の箇所《参考》部分や巻末の「参考資料」を参照してください。

1 著作物が使用されている教材の紙媒体による配付

「授業の過程で使用する目的での複製」(35条1項)に該当する場合には、許諾を得ることなく教材中に著作物を利用できます。

○著作権法

第35条 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。)を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 略

○ガイドライン

- ・未公表のものは使えない
- ・英語や文章表現などの授業の教材として、映画や文芸作品等を用いることも可能
- ・教員自身が印刷することが原則。
 - *しかし、具体的な印刷内容(印刷部分、部数等)を明示して、TAや事務職員が学内の設備を用いて複製することは許される。
 - *同じ教材を複数の教員が利用する場合には、印刷をする者に対して、授業を担当する者全員が具体的な印刷内容を指示していればよい(指示はメールで構わない)
- ・印刷部数は授業を受ける学生の人数分(=履修登録学生数)が原則。
 - *研究授業や授業参観の場合には、これらに参加する者分も複製することができる。
- ・著作権者の利益を不当に害するような複製はできない。具体的には、以下のとおり。
 - *著作物丸ごとの複製(ただし短歌、俳句など短い言語の著作物、単体で著作物を構成する写真、絵画(イラスト、版画等含む)、彫刻その他の美術の著作物、及び地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物は、丸ごとでもOK。

- *著作物の「小部分」とはいえない部分の複製は、授業での必要性を考慮しつつも、できる限り避ける。
- *美術作品や写真について大きすぎる複製
- *大学の授業での利用を想定している書籍の複製（大学生向けのテキストを、購入の代替となるような形で複製するなど。但し、限られた一部分であれば、自ら作成した教材中に「引用」して利用できる場合があります。）
- *美術、写真、楽譜などについては、市販の商品の売上に影響を与えるような品質や態様で提供すること。また、これらの著作物を一つの出版物から多数を取り出して利用すること。
- *経済的価値の高いものの複製（コンピュータ・プログラム等）
- ・出所を明示する慣行がある場合には、明示しなければならない。
- *多くの者が明示して利用するような実態があれば、そうした利用にあたっては出所を明示すべき。

以上は、これまで様々なところで解釈として示されている考え方の他、著作物の教育利用に関する関係者フォーラムが策定した『[改正著作権法第35条運用指針（令和2（2020）年度版）](#)』の内容によっています（3についても同じ）。

また、「引用」して利用できる場合については、文末参考資料の『著作権テキスト』や『学校における教育活動と著作権』を参照してください（3から6において同様。）。

2 著作物が使用されている教材の教室内での映写等（38条1項）

（営利を目的としない上演等）

第三十八条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。）を受けない場合には、**公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。**ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

2 略

○ガイドライン

- ・大学の授業において教材を映写できる。また、教員自らが演奏したり、小説の一説や論文の一部を読み上げて聞かせたりすることができる。
- *公表されたすべての著作物を利用できる。

- *授業料は「料金」に該当しないので、問題はない。
- *演奏や上映のために特別に学生から費用を徴収することはできない。
- *外部の者を招聘して演奏等してもらう場合において、謝礼を払うことはできない。

3 著作物が使用されている教材のオンライン配信（35条1項）

コロナ対応授業用フォルダに教材をアップロードして学生に配信する方策が、大学から示されています。こうしたオンライン配信は、著作権法35条1項により行うことができます。

○著作権法

第35条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 略

○ガイドライン

- ・未公表のものは使えない
- ・英語や文章表現などの授業の教材として、映画や文芸作品等を用いることも可能
- ・教員自身が配信（＝アップロード）することが原則。
 - *しかし、具体的な配信内容（配信部分、配信先）を明示して、TAや事務職員が学内の設備を用いて配信することは許される。
 - *同じ教材を複数の教員が利用する場合には、配信をする者に対して、授業を担当する者全員が具体的配信内容を指示していればよい（指示はメールで構わない）
- ・配信先は授業を受ける学生（＝履修登録学生）が原則。
 - *「特定少数」である必要はない。
 - *履修期間が終了した場合には、配信を停止するか学生の受信を不可とす

る措置をとる。

- ・著作権者の利益を不当に害するような配信はできない。具体的には、以下のとおり。

*著作物丸ごとの配信（ただし短歌、俳句など短い言語の著作物、単体で著作物を構成する写真、絵画（イラスト、版画等含む。）、彫刻その他の美術の著作物、及び地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物は、丸ごとでも OK。）

*著作物の「小部分」とはいえない部分の配信は、授業での必要性を考慮しつつも、できる限り避ける。

*美術作品や写真について高画質（32,400画素を超えるもの）の配信

*大学の授業での利用を想定している教材の配信（大学生向けのテキストを電子データ化して購入の代替となるような形で配信するなど。但し、限られた一部分であれば、自ら作成した教材中に「引用」して利用できる場合があります。）

*経済的価値の高いものの配信（コンピュータ・プログラム等）

- ・出所を明示する慣行がある場合には、明示しなければならない。

*多くの者が明示して利用するような実態があれば、そうした利用にあたっては出所を明示すべき。

35条1項の条文にある「公衆送信」とは、不特定又は多数の者に向けて著作物を放送や有線放送、自動公衆送信（Web上の配信など、リクエストに応じて自動的に行う送信）する行為等をいいます。多数の者にメールで送信する行為も含まれます。また「送信可能化」とは、著作物を自動公衆送信し得るようアップロードする行為をいいます。そして以上の行為全体に著作権者の「公衆送信権」が及びます。

しかし35条1項によって、授業の過程における利用の目的であれば授業を担当する者等は著作物を公衆送信できます。具体的には、本項のように著作物を利用した教材をオンライン配信する行為もできますし、**4**から**6**に掲げた行為も行うことができます。

なお、「著作権者の利益を不当に害する・・・」中美術作品や写真にかかる「32,400画素」については、「著作権者の利益を不当に害する」ものとして他においても用いられている基準です。そこでここでもこの基準を用いることとしました。

4 著作物を利用した授業のリアルタイム配信（35条1項）

GoogleMeet、Zoom、MicrosoftTeams等のストリーミングの機能を利用して、リアルタイムで授業を配信する手段が提供されています。その配信内容に著作物が含まれる場合（映

写したレジュメに著作物が使用され、それが配信される場合や、教員等が著作物を読み上げ、それが配信される場合など）は、著作権法 35 条 1 項に基づいて行うことができます。

○著作権法

第 35 条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは**公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。**以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 略

○ガイドライン

- ・未公表のものは使えない
- ・英語や文章表現などの授業の教材として、映画や文芸作品等を用いることも可能
- ・教員自身が配信（＝アップロード）することが原則。
 - *しかし、具体的な配信内容（配信部分、配信先）を明示して、TA や事務職員が学内の設備を用いて配信することは許される。
 - *同じ教材を複数の教員が利用する場合には、配信をする者に対して、授業を担当する者全員が具体的配信内容を指示していればよい（指示はメールで構わない）
- ・授業の様子のみならず、配信に用いるパソコン内のファイルを表示する機能を用いて、そのファイル内容を送信することもできる。
- ・配信先は授業を受ける学生（＝履修登録学生）が原則。
 - *「特定少数」である必要はない。
 - *youtube を使用する場合には、設定を「非公開」または「限定公開」として授業を受ける学生に視聴を限定する。
 - *履修期間が終了した場合には、配信を停止するか学生の受信を不可とする措置をとる。
- ・著作権者の利益を不当に害するような配信はできない。具体的には、以下のとおり。
 - *著作物丸ごとの配信（ただし短歌、俳句など短い言語の著作物、単体で

著作物を構成する写真、絵画（イラスト、版画等含む。）、彫刻その他の美術の著作物、及び地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物は、丸ごとでも OK。なお、丸ごとでないとしても、利用する著作物の大きな部分を配信することは、授業での必要性を考慮しつつも、できる限り避ける。）

*著作物の「小部分」とはいえない部分の配信は、授業での必要性を考慮しつつも、できる限り避ける。

*美術作品や写真について高画質（32,400 画素を超えるもの）の配信

*大学の授業での利用を想定している教材の配信（大学生向けのテキストを電子データ化して購入の代替となるような形で配信するなど。但し、記述の限られた一部であれば、自ら作成した教材中に「引用」して利用できる場合があります。）

*経済的価値の高いものの配信（コンピュータ・プログラム等）

5 著作物を利用した授業で録画したものをオンデマンドで配信

著作権法 35 条 1 項に基づいて、GoogleMeet、Zoom、MicrosoftTeams 等を利用して、授業内容を録画し GoogleDrive 等のクラウドストレージやローカルコンピュータに蓄積することができます。

また、それを学生にオンデマンドで配信することも可能です。その際のガイドラインは 4 と同様です。

6 著作物を利用した双方向授業

著作権法 35 条 1 項に基づいて、GoogleMeet の会議機能を利用して、双方向授業を行うこともできます。その際のガイドラインは 4 と同じです。

《参考》 2018 年著作権法改正法の施行について

以上のガイドライン中 3 から 6 の場合において著作物を利用することができるのは、主として 2018 年の著作権法改正中の[教育の情報化の推進にかかる改正部分](#)が本年 4 月 28 日に施行されたことによります。

施行前は、他人の著作物を利用した教材や授業動画を学生に配信することは、ごく限ら

れた範囲（改正後の著作権法でいえば第3項に該当する場合や、そもそも配信を受ける学生が「公衆」とはいえない「特定少数」であると認められる場合）でしか認められていませんでした。

他方、改正法の施行後は、教育機関の設置者は著作権者に補償金を支払わなければならなくなります。

○改正後の著作権法

第35条

2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第38条第1項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

この補償金にかかる権利行使は、文化庁長官が指定した団体がある場合には、その団体のみが行うことができ、すでに[一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会 \(SARTRAS\)](#) という団体が指定を受けています。そして補償金額は2020年度に限り無償ということで文化庁長官から認可（2020年4月24日付）を受けています。

2021年度以降はこの補償金の負担が生じることを、関係者は十分認識しておく必要があります。

おわりに

本ガイドラインに示されたように、授業の過程においては著作権法35条の規定などによって著作物を利用することができますが、これは、「教育」という公益のために著作権者が自ら創作した著作物を供したということに他なりません。大学教員としては、著作物を授業に用いるのであればそれによってしっかり教育効果をあげるとともに、学生に対しては、著作権法の特別の規定によって授業に著作物が利用されていることや、そもそも創作者の創作活動を支援するため著作権保護が重要であることをきちんと理解してもらうことが重要と考えます。

○参考資料

文化庁著作権課『著作権テキスト（2019年度版）』

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/r1392388_01.pdf

（2018年改正法の内容も67頁に解説されています。）

文化庁著作権課『学校における教育活動と著作権』

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/gakko_chosakuken.pdf

（下段左から2つ目の『主会場』で行われている・・・授業で」の部分は、2018年改正前の法律の説明ですので、それ以外の部分を参照してください。）

文化庁著作権課『令和2年度における授業目的公衆送信補償金の無償認可について』

https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/pdf/2020042401_01.pdf

（「平成30年改正著作権法による『授業目的公衆送信補償金制度』の施行について（通知）」、「教育の情報化に対応した平成30年著作権法改正の概要」及び「平成30年著作権法改正による『授業目的公衆送信補償金制度』に関するQ&A」を含んでいます）

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム『改正著作権法第35条運用指針（令和2（2020）年度版）』

<https://forum.sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin2020.pdf>

著作権法条文（2020年4月28日現在（2018年改正法の内容も反映されています））

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=345AC000000048

本ガイドラインの問合せ先
知的財産研究科・学部 事務室
OIT.Pbu@joshu.ac.jp